

被災中小企業支援に対する国の考え方〈案〉

I 被災中小企業支援に対する国の考え方について

【国における被災中小企業対策について】

国においては、これまでもそれぞれの災害の規模や、影響の度合いに応じて、以下の被災中小企業支援を実施してきた。

(1) 金融支援をベースとした支援

災害救助法の適用や激甚災害（局激）指定時には、幅広く適用される資金繰り支援をベースに支援。

① 災害救助法の適用時

災害救助法が適用される地域に対しては以下の支援措置を実施。

➤ 特別相談窓口の設置

政府系金融機関、商工会議所、商工会連合会等に設置

➤ 災害復旧貸付の実施

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が運転資金又は設備資金を別枠の限度額で融資を行う災害復旧貸付を実施。

➤ セーフティネット保証 4号の実施

災害の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠で融資額の 100%を保証するセーフティネット保証 4号を実施。

➤ 既往債務の返済条件緩和等の対応

政府系金融機関等において、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続きの迅速化及び担保徴求の弾力化などへの柔軟な対応について要請。

➤ 小規模企業共済災害時貸付の適用

小規模企業共済契約者に対し、中小機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用。

② 激甚災害（局激）指定に伴う追加措置

激甚災害の指定基準（局激）を満たす地域は以下の支援措置を実施。

➤ 激甚災害法による災害関係保証（特例）の実施

直接被害を受けた中小企業に対して、信用保証協会が、一般保証及びセーフティネット保証とはさらに別枠での保証（融資額の 100%を保証）を実施。

➤ 政府系金融機関の災害復旧貸付の金利引下げ

日本政策金融公庫及び商工組合中央金庫が実施している災害復旧貸付について、特段の措置として、0.9%の金利引下げを実施。

(2) 既存補助金制度を活用した支援

災害によっては、持続化補助金やもの補助金を活用して、当該制度の本来の目的の範囲内（例えば持続化補助金では、販路開拓の支援）での支援を実施。

◆平成29年九州北部豪雨における追加措置の例

平成29年九州北部豪雨では、被害が甚大であったことから上記(1)に加え、激甚指定を受ける等の被害が大きかった4市町向けの持続化補助金及び商店街補助金や、このほかセーフティネット保証4号の指定地域拡大といった支援を実施。

➤ **小規模事業者持続化補助金**

小規模事業者が商工会・商工会議所の支援を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って取り組む販路開拓等の経費の一部を補助。

➤ **地域・まちなか商業活性化支援事業（地域商業自立促進事業）**

商店街が所有する被害を受けた施設・設備（共同施設・街路灯等）に係る復旧を支援

➤ **セーフティネット保証4号の指定地域拡大**

(3) 災害からの復旧・復興を支援する特別な措置

東日本大震災や熊本地震では、「①被害が広範囲かつ甚大であること、②サプライチェーンが毀損する等により我が国経済が停滞する事態が生じていること」を踏まえ、中小企業等グループが復興事業を行うため「グループ補助金」が特別な措置として講じられた。

【論 点】

1 「どのような災害」を支援対象とするのか

⇒激甚災害法が指定されないなど比較的規模の小さな災害であっても、中小企業への影響度合いによって、国として支援を行うべきケース・状況があり得るのか。

⇒災害救助法や激甚災害法の適用等を受けた地方自治体の事業者は支援対象となるが、その周辺でこれらの適用等を受けない隣接地方自治体の同様に被害を受けた中小企業は支援対象とならない場合、これらをどう考えるのか。

2 「どのような中小企業」を支援対象とするのか

(1) 平時や災害時に行われる金融支援

金融支援については、平時や災害時ともに幅広い中小企業を対象に実施。中小企業は大企業と比べて信用力が乏しくなることから、(いわゆる「情報の非対称性」)信用力を補完するため金融支援措置が講じられている。災害時においては、より一層、中小企業は信用力が乏しくなることから、更に特別な支援を行っている。

⇒災害時の金融支援の運用について対象とすべき中小企業の考え方や、中小企業側での事前の備え等について課題はないのか。

(2) 補助金による支援

平時における補助金の支援の目的は、例えば

- ① 持続化補助金は、「小規模事業者が商工団体と一体となって経営計画を作成し、販路開拓に取組」
- ② ものづくり補助金は、「革新的なサービス開発・試作品開発を行う中小企業・小規模事業者の設備投資の取組」
- ③ 商店街等は、商業者の集積として地域経済において重要な役割を担うとともに、地域の暮らしを支える生活基盤として多様なコミュニティを担ってきており、これらを踏まえた商店街組織が行う取組を対象に実施されている。

これまでの被災中小企業支援においては、これら平時の措置を可能な範囲で採用して措置している。

⇒上記のような平時の支援措置を、災害時に活用するにあたっての考え方／位置づけ／（活用することの妥当性）

⇒災害時には、どのような中小企業を支援対象とするのか。

<災害時において支援が必要な中小企業のイメージ>

例えば、

- ◇ サプライチェーンのハブとなる中小企業
- ◇ 代替性のない技術・材料・サービスを提供する中小企業
- ◇ 地場産業や産業クラスターなどを担う中小企業 等

⇒「自助」の取組が十分でない中小企業への支援をどのように考えるのか。

Ⅱ 農業支援との違いについて

【農業の現状】

(1) 農業の位置づけ

農業は、気候その他の自然環境、風土において、各地域に固有のものとして営まれてきている。産業の一つであるとの側面がある一方、地域の環境の一部をなし、人々の生活の場としての農村を形成し、土地・水の管理等も担っている。また、食品安全、食料安全保障といった農業全体としての公共性も存在する。こうした考え方は、食料・農業・農村基本法の基本理念*として位置づけられている。また、災害時の復旧等を行うことが同法で規定されている。

*食料・農業・農村基本法の基本理念

- ①食料の安定供給の確保、②多面的機能の発揮（国土の保全、水源かん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等の機能）、③農業の持続的な発展、④農村の振興を図ること

(2) 農地等の災害復旧事業

農地・農業用施設（ため池、水路、農道等）は、「公共財」として考えられており、暫定法*に基づき、異常な天然現象により生じた災害における農地等の被害については、国や地方自治体による災害復旧事業が行われている。

*暫定法：農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(3) 経営体育成支援事業を活用した被災農業者支援

過去に例のないような甚大な被害のあった災害においては、平時から活用されている経営体育成支援事業のスキームを活用して、被災した地域の担い手（農業者）の速やかな営農再開と継続を支援するため、「被災農業者向け経営体育成支援事業」において、農業用ハウス・農業用機械の復旧等を支援。

*平時の「経営体育成支援事業」は、地域の農業の担い手の育成・確保を推進するため、農業用機械等の導入を支援。

【論 点】

被災農業者向けの「被災農業者向け経営体育成支援事業」のような支援策をどう考えるのか。

⇒被災中小企業向けにも同様の支援を行うべきか

Ⅲ 国の役割

【現状】

(1) 三位一体改革

中小企業政策においては、三位一体改革として実施された地方分権により、中小企業庁から都道府県等への間接補助金は廃止されている（※）。

※激甚災害法第14条に基づく事業協同組合等の共同施設の災害復旧事業や、災害時の特別な措置として講じられるグループ補助金を除き廃止。

(2) 災害時における国の役割

国においては、これまでもそれぞれの災害の規模や、影響の度合いに応じて前述Ⅰのとおり被災中小企業支援を実施してきた。

さらに、著しい激甚災害が発生した場合においては、被災地は壊滅的な打撃を受け、応急措置や災害復旧に要する経費は地方公共団体にとって著しく過重となることや、被災者も復興の意欲を失うほど疲弊してしまうことがあるため、そうした災害においては、災害対策基本法や激甚災害法に基づき、国による財政措置が講じられている。

中小企業政策においては、東日本大震災や熊本地震では、「①被害が広範囲かつ甚大であること、②サプライチェーンが毀損する等により我が国経済が停滞する事態が生じていること」から、中小企業等グループが復興事業を行うために必要な中小企業の施設・設備の復旧に要する費用を補助する「グループ補助金」が特別な措置として講じられている。

(3) 地方自治体における独自支援

国の支援とは別に地方自治体においても、被災中小企業等の被害状況等を踏まえ、例えば以下の支援策が講じられている。

- 平成29年九州北部豪雨における持続化補助金（大分県）
- 平成28年台風10号におけるなりわい補助金（岩手県）

【論 点】

⇒被災中小企業支援における国と地方自治体の役割についてどう考えるのか

※災害時において国はどのような場合に中小企業支援を行う必要があるのか。
これに当たっての地方自治体との関係をどう考えるか。

⇒支援すべき企業をどう認識するのか

※地域の中小企業を支援する場合、支援対象となる地域の中小企業の実態は、地域が実態を把握しているのではないか。中小企業の被災状況は、国と地方自治体が連携していかないと実態把握が困難となるのではないか。

⇒中小企業支援に当たっての国と地方自治体との連携のあり方。